

第7回講義の補足説明

2011/10/21

全体に関連して —— 法定責任とは？

法定責任説と契約責任説（債務不履行責任説）という場合のみならず、一般的に法定責任とはどういう意味かという質問がありました。質問者は、たとえば415条や560条以下は、法律に規定があり、債務不履行責任ではあるとしても、法が定めた責任という意味では法定責任ではないか。そうだとすると両者の違いは何か、と理解に苦しんでおられました。

契約責任の特徴は、債権債務の発生も、契約違反＝債務不履行になった場合の損害賠償等の責任も、最終的には約束者の意思に根拠を有することにあります。これに対して、法定責任とは、そのように債務者の意思に根拠を求めることができない契約外責任を意味します。債権発生原因では、事務管理・不当利得・不法行為がそのようなものであり、これらから発生する債権は法定債権と呼ばれます。

伝統的な考え方は、特定物は世の中に瑕疵のあるその物しかなく、権利移転ができるのはあるがままのその物だけだという理解（いわゆる特定物ドグマ）から出発します。この理解では、瑕疵のないものの給付を合意しても、そのような性質の合意は原始的に実現不可能だから、瑕疵のないものを給付する債務は発生しない（ない袖は振れない）、ということになります。履行債務が発生しないのであれば、その履行に代わる履行利益は幻に過ぎず、それを内容とする損害賠償もありえません（契約違反の意味での債務不履行責任は問えません）。しかし、他方で、売買契約では買主は瑕疵がないことを前提として（性状錯誤に陥って）、高い代金額を定めていることが普通なので、このままで給付の均衡を失します。そこで、契約（すなわち債務負担の意思）に基づかず、契約の外から法律が政策的な理由で課する特別の無過失責任が瑕疵担保責任である、という責任の性格付けが行われます。損害賠償の内容も、それゆえ契約を解消する方向で無駄になった出費等の賠償を求める信頼利益に限られます。

法定責任と対比すべきは、契約責任で、債務不履行責任というのは、実は、正確ではありません。というのは、事務管理・不当利得・不法行為からも、費用償還請求権、利得返還請求権、損害賠償請求権などが発生しますが、それが履行遅滞となれば、債務の不履行として損害賠償責任（遅延損害の賠償責任）が生じます。債務不履行責任には、契約責任と契約外責任の両方が含まれるのです。それゆえ、法定責任と債務不履行責任を対置するというのは、論理的におかしいのです。

04関連

広義の予約の4つのパターンを整理しておきます。

契約の効果 \ 権利者	両当事者	一方当事者
契約締結の努力義務	双務予約	片務予約
契約締結の選択権（予約完結権）	双方の予約	一方の予約

予約完結権がどちらの当事者にもある双方の予約の場合、もちろんいずれか一方の予約完結権の行使だけで契約が成立します。

05関連

この問題の「契約の解消を認めて契約責任を否定する」というときの「契約責任」は、損害賠償責任のみならず、履行責任を含めてより広く、契約の拘束力と同じ意味で使っています。なお、講義の際には、注意を喚起しませんでした。手付解除をした場合には、放棄または倍戻しをした手付額以上の損害賠償責任を負いません。そのことは、債務不履行解除の場合、解除と共に損害賠償請求が可能であるとする545条3項が、この場合には適用されないことを注意的に規定している557条2項から、明らかです。

08関連

日本では、登記が共同申請になっていますので、売主に登記申請協力義務があるとされますが、フランス法のように買主が単独で登記申請できる国では、売主の義務は生じません。このように、実体法上の権利義務は、ときに手続法の制度構造に影響を受けることがあります。

また、他人物売買の売主の責任をローマ法やフランス法のような法定責任とせず、契約責任（の特則）と考えるためには、財産権移転義務を観念しなければなりません。ただ、所有権移転時期について、判例のように即時移転説（＝債権行為時説）を採れば、所有権移転義務は契約によって発生したと同時に債務者の特段の履行行為なくして自動的に履行されて消滅するという不自然さが残ります。即時移転説に対する批判のポイントの1つです。

14関連

少々難しい理論的な補足をします。

問題文のように「売主が所有者から所有権を取得して買主に移転することができない」ことがはっきりしていれば、解除のために重ねて催告する必要はありません（これはすでに履行不能です）。一般的にはこのように解されてきました。それゆえ問題文は一応正しいこととなります。

しかし、これから履行請求をする場合には、「売主が所有者から所有権を取得して買主に移転することができない」ことを明確にする前提として、買主は、売主に対して、真の所有者からの所有権を取得するための行為を行うよう催告するでしょう。とりわけ、「他人の物としての他人物売買」（他人の物を取得して移転する契約で当初から買主も契約当時は他人物であることがわかっているため、債務の内容は単純な所有権移転義務ではなく、取得自体を主要な契約上の義務とする点で、狭い意味での売買契約ではないともみられます）の場合には、権利調達義務の履行の催告後、相当期間経過しないと「売主が所有者から所有権を取得して買主に移転することができない」とは言いにくいでしょう。ここまで考えると、問題文は正しくないとしても良いこととなります。

17関連

念のための解説です。

単独相続の場合には、いわば加害者であるAには履行拒絶を認める必要がありません。これに対して、被害者の相続人としての地位を有するYは、履行拒絶ができますし、息子Aの責任を分担する理由がありません。共同相続人の1人Yが履行を拒絶している場合には、Aも履行を拒絶できます。

26 土地を購入したところ、その土地に、他人のための通行地役権が設定されていたことが判明した場合、売買契約時にそのことを知らなかった買主は、通行地役権が存在していてもその土地の利用計画に支障が生じないときであっても、売主に対して、~~代金の減額や、これに代えまたはこれに加えて、損害賠償を請求することができる。~~

超基本と言っていながら間違えてすみません。ご指摘の通り、566条の責任では、代金減額請求は規定されていないので、上記の部分が誤りです。

代金減額請求権は、契約の一部解除の性格を持ち、形成権です。不足した物の数量に見合う代金額を縮減する効果（一部解除の効果）を有します。

一部他人物の場合や数量不足の場合のように量的な不足では、その割合が数量的に明確なので代金減額請求に馴染みます（この共通性があるため、本来は瑕疵担保責任の一種である数量不足の担保責任が権利の担保責任の位置に置かれているのです）。これに対して、566条の担保責任や570条の瑕疵担保責任の場合のように、質的な瑕疵はそのような割合的把握が容易ではありません。立法者は、その点に注目して、代金減額請求を規定しませんでした。

そこで代金減額の実質を認める損害賠償（代金減額の損害賠償）が用いられています。理論的には帰責事由がないことを理由とする免責立証ができる点という点が代金減額請求との違いですが、代金分の損害賠償は対価的不均衡を回復する以上の負担を売主に課すものではありませんから（実質は、本来受け取れなかったはずの代金分を返す代金減額です）、免責立証は認められないでしょう。また、代金減額の損害賠償請求権は、あくまで損害賠償請求で代金減額請求のように契約の効力を一部失わせるものではありませんから、契約の効力としての買主の代金支払債務には影響しません。それだけに、契約上の代金支払義務に従って支払った（ということは買主は、権利として受領した）ことがなぜ違法になるのか、言い換えれば、義務の履行として支払ったことがなぜ損害と評価されるのか、「評価矛盾」があるのではないかと、との批判があります。

28 抵当権が設定された土地を、被担保債権額を控除することなく代金を決めて買い受けた買主は、抵当権消滅請求を行うことができ、その手続が終わるまでは、売主からの代金請求を拒絶できる。抵当権消滅請求が不成功に終わり、抵当権が実行されて土地の所有権を失ってしまった場合、~~抵当権の負担を覚悟して買い受けたのであるから、買主は、その土地の売買契約を解除できるとどまり、売主に対して損害賠償を請求することはできない。~~

前段は577条で正しいです。後段は、条文上、買主の善意を要件としていませんので誤りです。買主が抵当権の存在を知っていても（というか、登記があるので知らないはずはないのです）、買主が被担保債権の弁済を引き受けたとは限りません。むしろ、買主は抵当権の負担を引き受けず、被担保債権を弁済して担保権を消滅させるという義務が財産権移転債務の変形として売主に課されることになるのが、通常でしょう。この場合、売主の債務不履行の責任追及は当然に可能で、この場合の567条の責任は、一般の債務不履行責任そのものです。

なお、567条の責任だけ、「費用の償還」が含まれている（2項）は何故なのかとの質問がありました。この費用の償還請求権は、先取特権または抵当権の被担保債権を第三者弁済した買主が、本来の債務者である売主に対して行う求償権の行使を意味しています。被担保債権が登場するのは、担保責任ではこの場面だけです。

29 500万円の売掛代金債権を400万円で譲り受けたところ、弁済期になってこの債権の債務者が倒産し50万円程度しか回収の見込がないと判明した場合、債権譲受人は、~~特段の合意がなくても、譲渡人に対して、債権の名目額と実収額との差額450万円の支払いを求めることができる。~~

売買された債権の債務者の資力は、特約がなければ、当然に担保されるものではなく、569条は、その点で、特約がなくても当然に発生する他の担保責任とは根本的に異なります。

30 民法575条は、売買契約当事者間における果実と利息の帰属を決める規定であり、果実と利息及び管理・保管費用がほぼ対応することから、目的物引渡し前の果実の引渡しや利息等の支払いを要しないとする簡易な清算を規定する。買主は、代金支払債務を遅滞していても、目的物の引渡しを受けるまでは、利息の支払いを要しない。

果実と利息の対応関係だけが指摘されることも少なくありません（潮見『債権各論Ⅰ』66-67頁や山本敬三『民法講義Ⅳ₁ 契約法』（有斐閣、2005年）318頁など）。ところが、内田貴『民法Ⅱ債権各論〔第3版〕』（東大出版会、2011年）122-123頁には、ご丁寧に「[果実] - [管理費用] = [代金の利息]」という計算式まで書かれています。民法起草時の法典調査会での起草委員の梅謙次郎は、たしかに内田のような理由を述べていました。また、山本の記述もよく読むと管理費用も考慮されているように読めないことはありません。後半の点を判示した大判大正13・9・24民集3巻440頁も、管理費用に言及しています。それゆえ、問題文は正しいというべきでしょう。